

メダカの学校小田分校 規約

第1条 名称及び事務局

本会はメダカの学校小田分校と称し、事務局を滋賀県近江八幡市小田町146に置く

第2条 目的

本会はメダカのすむ北里を中心とした日野川流域の豊かな自然環境を、次世代に引き継ぐため、子どもの目線にたった自然保護活動を行うことによって、地域住民の郷土愛と相互の連携を深めることを目的とする

第3条 活動方針

本会は、「ふるさとの原風景をこどもたちに」をスローガンに、その目的を達するため、主として次の活動を行う

- (1) 地域の水環境に関する調査研究
- (2) 地域の自然保護活動
- (3) 子どもたちの環境への関心を高める体験活動
- (4) 地元小学校との連携による環境文化事業
- (5) 行政等関係機関との協働事業
- (6) 日野川流域の環境団体との連携
- (7) その他、会で必要と認めた事業

第4条 組織

本会の会員になることができるものは、次の要件を満たすものとする

- (1) 本会の目的精神を理解し、前向きに活動ができるもの
- (2) 環境文化に関心をもち、理事会が承認したもの

第5条 会計

本会の経費は、会費、事業収入ならびに助成金および寄付金をもって運営をおこなう

- (1) 会員は年度ごとに会費(年会費 10,000 円)を納めることとする。ただし、年度途中での入会については月割りとする
- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする
- (3) 会員のうち学生等の未就労者については、理事会の同意をもって会費を免除することができる

第6条 役員及び選挙

本会には次の役員をおく

- (1) 校長(代表) 1名
- (2) 事務局 1名
- (3) 会計 1名

(4) 理事 若干名

それぞれ任期は2年とするが、再任は妨げない

(1) ~ (3) の役員および (4) 理事をもって理事会とする

役員は総会出席者の過半数の賛成をもって決定する

また、必要に応じて顧問を外部から依頼することができる

第7条 役員の仕事

本会の役員の仕事は次のとおりとする

(1) 校長は会を代表して会務を統括するとともに、諸会合の招集を行う

(2) 事務局は会合と活動状況の記録を行い、会長の指示に従い本会の庶務を行う

(3) 会計は本会の予算収支の会計を総括し、年度毎にその報告を行う

会計監査は理事会での会計報告をもってこれにかえる

第8条 会議

本会の会議は、総会と理事会とする

(1) 総会は年1回とし、事業計画および予算等を決定する

(2) 理事会は総会の議案の作成等を行う

会の意志決定および規約改正

本会の重要な意志決定ならびに当規約の改正については、総会出席者の過半数の賛成によって決定する

第9条 会員の休会および脱会

理事会で認めた事由による場合は、会を一定期間休会することができる

また、脱会については本人の意思により自由とするが、この場合在籍した会計年度までの会費については返還しない

付則

本規約は2003年4月より施行する

付則

本規約は2006年4月より適用する